

【翻刻】慶応四年（明治元、一八六八）

五榜の掲示第三札（改正）―キリシタン・邪宗門禁止―

〔資料館寄託 大瀬高橋義一家文書三四六のうち〕

① 定 さだめ

② ひとつ 一、切支丹宗門之儀は〔者〕、これまで是迄〔迄〕

③ ごせいきんのとおりかた 御制禁之通固く可あいまもるべき二相守こと一事

④ ひとつ 一、じゃしゅうもんのぎ邪宗門之儀は固く禁止之事かた きんしのこと

⑤ けいおう 慶応〔應〕四年三月 よねんさんがつ 太政官だじょうかん

※裏書（右下）にりようにしゆ「式両式朱」